

教育研究資金の不正な使用に係る調査結果について

I. 経緯等

本学大学院理工学研究科准教授の山本貴富喜（やまもと・たかとき）（以下、「准教授」という。）については、会計担当部署による支払い手続きを通じた事実確認において、タクシー利用の乗車賃立替払い請求が顕著に多いため、乗車区間と領収書等書類の精査を行ったところ乗車区間を営業区域としていないタクシー会社の領収書に基づいて支払がなされていたものが発見された。このため、タクシー会社に対して乗車区間について照会を行った。その結果、タクシー会社に照会を行った全ての案件に関して、准教授からの請求乗車区間とタクシー会社から回答のあった乗車区間とが合致していないことが確認されたため、平成 28 年 4 月 26 日に「大学院理工学研究科（現工学院）准教授による乗車賃立替払いに関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」を設置した。

II. 調査

(1) 調査体制

「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の不正使用についての調査等に関する規則」に基づいて、平成 28 年 4 月 26 日に調査委員会が設けられた。委員会の構成等は、次表のとおりである。

| 氏名 | 所属・職名 | 備考 |
|--------|--------------------|-------------------|
| 安藤 真 | 理事・副学長(研究担当) | 委員長 |
| 植松 友彦 | 副学長(情報基盤担当) | 学長が指名する者 |
| 長谷 一雄 | 長谷一雄 法律事務所 弁護士 | 法律に関する専門知識を有する者 |
| 高橋 俊太郎 | 長谷一雄 法律事務所 弁護士 | 法律に関する専門知識を有する者 |
| 鈴木 大輔 | 鈴木大輔公認会計士事務所 公認会計士 | 会計事務に関する専門知識を有する者 |

(2) 調査内容

①調査対象期間 平成 22 年度～平成 27 年度

②調査対象経費

准教授が予算詳細責任者^{※1}となっている経費（平成 21～平成 27 年度：総額 149,238,083 円）のうち、タクシー利用に係る乗車賃立替払い請求の状況は表 1 のとおり。なお、本事案の対象外となっている物件費については、現物確認を実施し、旅費の支給についても証憑類により確認を行ったが、不備は見られなかった。

<表1：タクシー利用に係る乗車賃立替払い請求>

| | 乗車賃立替払い請求額（円）※2 | | | タクシー利用総額（円） | | | タクシー利用総件数 | | |
|--------|-----------------|---------|-----------|-------------|---------|-----------|-----------|-------|-------|
| | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 |
| 平成22年度 | 0 | 32,590 | 32,590 | 0 | 16,090 | 16,090 | 0 | 11 | 11 |
| 平成23年度 | 205,550 | 236,490 | 442,040 | 155,730 | 194,500 | 350,230 | 122 | 136 | 258 |
| 平成24年度 | 308,830 | 113,510 | 422,340 | 244,980 | 89,260 | 334,240 | 195 | 76 | 271 |
| 平成25年度 | 364,540 | 0 | 364,540 | 255,520 | 0 | 255,520 | 181 | 0 | 181 |
| 平成26年度 | 477,137 | 34,320 | 511,457 | 380,960 | 31,300 | 412,260 | 227 | 16 | 243 |
| 平成27年度 | 142,700 | 0 | 142,700 | 90,970 | 0 | 90,970 | 52 | 0 | 52 |
| 計 | 1,498,757 | 416,910 | 1,915,667 | 1,128,160 | 331,150 | 1,459,310 | 777 | 239 | 1,016 |

※1：予算詳細責任者：予算詳細ごとに配分された教育研究資金について実質的な責任を持って予算を法令等に則って執行する者で、教育研究等業務の進捗、及び予算執行の状況を厳格に管理する。

※2：平成27年度は11月分まで。12月以降は支払いを保留。

③調査方法

- 1)書類の精査
- 2)タクシー会社への照会
- 3)准教授への質問書の送付
- 4)本学事務担当者に対する書面による確認
- 5)准教授に対するヒアリング など

④調査委員会の開催日時

- | | |
|------------|----------|
| 平成28年5月19日 | 第1回調査委員会 |
| 平成28年6月20日 | 第2回調査委員会 |
| 平成28年8月1日 | 第3回調査委員会 |
| 平成28年8月24日 | 第4回調査委員会 |
| 平成28年9月20日 | 第5回調査委員会 |
| 平成28年10月4日 | 第6回調査委員会 |

Ⅲ. 調査結果

(1)不正等の種別

不当請求

(国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則第18条第5号)

(2)不正等に関与した研究者

・山本 貴富喜（工学院・准教授(元大学院理工学研究科)，研究者番号：20322688)

(3)不正等が行われた経費

法人運営費・奨学寄附金

(4) 不正等の具体的な内容

1) 動機・背景

准教授は、研究機関に出向く際に自家用車を利用することについて担当事務に問い合わせたところ、公務における自家用車の利用は認められないこと、理由があればタクシーが利用できることを知った。

以降、「研究機関へ精密機器を運搬」、「近隣河川でのサンプリング時に重量物を運ぶ」、「兼業先からの帰宅のため」といったことを主な理由として頻繁にタクシーを利用するようになった。多忙であったこともあり、准教授は次第に安易にタクシーを利用するようになった。

2) 手法

准教授は多忙を理由に、手続きの煩わしさから、タクシー利用の領収書を一定期間個人の財布で保管し、財布で保管仕切れない量になった時点で「公務分」と「プライベート分」の領収書を選別し、その時点でプライベート分を破棄し、後日、公務分として保管していた領収書を記憶のみを頼りに「金額」、「日付」で「見当」をつけ、立替払い請求を行っていたと主張している。

3) 不正等に支出された研究費の額及びその用途

表 2, 表 3 のとおり

4) 私的流用の有無 有

(5) 調査を踏まえた委員会としての結論

<結論>

准教授は、プライベートで利用したタクシーの領収書を使用して、大学に対し不当な立替払い請求を行った（合計 856 件、1,180,690 円（詳細は表 2 の通り））。

なお、これに併せ、上記不正使用に該当するタクシー利用と同時に乗り継いだとする「最寄り駅間の電車賃」も、疑義のある一連の移動経費であり、タクシー利用料金と同様に不正使用（不当請求）と判断した（合計 822 件、369,916 円（詳細は表 3 の通り））。

<表 2：タクシー利用>

| | タクシー不正利用額(円) (※2) | | | タクシー不正利用件数 (※2) | | | チケット 不正 利用額 (※3) | 深夜 不正 利用額 (※4) | タクシー疑義利用額(円) (※5) | | | | タクシー疑義利用件数 (※5) | | |
|----------|----------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------|-----|---------------------------|-------------------------|----------------------|-----------|--------|-----------|--------------------|----|--|
| | 法人運 営費 | 奨学寄 附金 | 計 | 法人運 営費 | 奨学寄 附金 | 計 | 奨学寄 附金 | 法人運 営費 | 法人運 営費 | 奨学寄 附金 | 計 | 法人運 営費 | 奨学寄 附金 | 計 | |
| 平成 22 年度 | 0 | 9,370 | 9,370 | 0 | 8 | 8 | — | — | 0 | 3,400 | 3,400 | 0 | 2 | 2 | |
| 平成 23 年度 | 145,890 | 175,230 | 321,120 | 116 | 125 | 241 | — | — | 0 | 8,430 | 8,430 | 0 | 3 | 3 | |
| 平成 24 年度 | 229,160 | 78,360 | 307,520 | 184 | 68 | 252 | — | — | 6,450 | 3,130 | 9,580 | 3 | 2 | 5 | |
| 平成 25 年度 | 193,150 | 0 | 193,150 | 142 | 0 | 142 | — | — | 3,040 | 0 | 3,040 | 2 | 0 | 2 | |
| 平成 26 年度 | 218,450 | 7,690 | 226,140 | 140 | 4 | 144 | 2,260 | 2,080 | 8,600 | 3,800 | 12,400 | 5 | 2 | 7 | |
| 平成 27 年度 | 81,290 | 0 | 81,290 | 47 | 0 | 47 | — | — | 910 | 0 | 910 | 1 | 0 | 1 | |
| 計 | 867,940 | 270,650 | 1,138,590 | 629 | 205 | 834 | 2,260 | 2,080 | 19,000 | 18,760 | 37,760 | 11 | 9 | 20 | |

別紙 2

- ※1 平成 27 年度は 11 月分まで。12 月以降は、支払いを保留。
- ※2 不正利用額及び不正利用件数は、タクシー会社からの回答経路と申請経路が一致しないもの及び申請経路の発着と営業区域がいずれも合致しないもの（平成 24 年度のみ二重請求 1,160 円分を含む。）
- ※3 タクシーチケットを利用した不正利用額は、対象 1 件のみ。
- ※4 深夜利用にかかる不正利用額は、対象 1 件のみ。
- ※5 疑義利用額及び疑義利用件数は、申請経路の発着が営業区域に合致するもののうち、その営業区域が東京 23 区・三鷹市・武蔵野市におけるタクシー利用において、申請経路が同一だがタクシーの利用金額が 2 倍以上異なるものや、領収書に記載の着地を示す GPS コードにより申請経路に疑義が生じているもの。

<表 3：電車利用>

| | タクシー不正利用に付随する電車利用額(円) (※3) | | | タクシー不正利用に付随する電車利用件数 (※3) | | | タクシー疑義利用に付随する電車利用額(円) (※4) | | | タクシー疑義利用に付随する電車利用件数 (※4) | | |
|----------|-------------------------------|--------|---------|-----------------------------|-------|-----|-------------------------------|-------|-------|-----------------------------|-------|----|
| | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 | 法人運営費 | 奨学寄附金 | 計 |
| 平成 22 年度 | 0 | 2,840 | 2,840 | 0 | 8 | 8 | 0 | 560 | 560 | 0 | 2 | 2 |
| 平成 23 年度 | 38,370 | 37,780 | 76,150 | 114 | 120 | 234 | 0 | 1,230 | 1,230 | 0 | 3 | 3 |
| 平成 24 年度 | 60,800 | 22,850 | 83,650 | 182 | 68 | 250 | 910 | 1,060 | 1,970 | 3 | 0 | 3 |
| 平成 25 年度 | 92,650 | 0 | 92,650 | 142 | 0 | 142 | 160 | 160 | 320 | 1 | 0 | 1 |
| 平成 26 年度 | 84,396 | 2,680 | 87,076 | 134 | 4 | 138 | 170 | 170 | 340 | 1 | 0 | 1 |
| 平成 27 年度 | 23,130 | 0 | 23,130 | 40 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 299,346 | 66,150 | 365,496 | 612 | 200 | 812 | 1,240 | 3,180 | 4,420 | 5 | 5 | 10 |

- ※1 平成 27 年度は 11 月分まで。12 月以降は、支払いを保留。
- ※2 電車利用は、タクシー利用に付随するもののみ。
- ※3 不正利用額及び不正利用件数は、タクシー会社からの回答経路と申請経路が一致しないもの及び申請経路の発着と営業区域がいずれも合致しないもの（平成 24 年度のみ二重請求 1,160 円分を含む。）
- ※4 疑義利用額及び疑義利用件数は、申請経路の発着が営業区域に合致するもののうち、その営業区域が東京 23 区・三鷹市・武蔵野市におけるタクシー利用において、申請経路が同一だがタクシーの利用金額が 2 倍以上異なるものや、領収書に記載の着地を示す GPS コードにより申請経路に疑義が生じているものに関連した電車利用。

IV. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

本学では、教職員、担当部署がそれぞれの規程等に基づき手続きを行い、会計担当部署が書類精査の上、支払いを行っていた。内部監査は、独立して組織横断的に監査を行う内部監査室（現監査室）が監査計画に従い全部署に対して実地で書類の監査及びヒアリング等の監査を実施していた。

(2) 発生要因

当該教員の杜撰な領収書の管理により、本学に対し不当な立替払い請求を行ったことによるものである。他方、経理処理を行う事務担当部署においても、立替払い請求書類に当該教員が作成したタクシー利用に係る「理由書」が添付されていることをもって、領収書と請求乗車区間の整合性などを都度精査確認することなく経理処理を行っていた。長期に渉り不正請求が続いたのは、当時より事務担

当部署における注意度が十分でなかったことも事実であるが、請求の都度の書類の完璧な確認が現実的に難しいことも一因である。

(3)再発防止策

本件は、会計担当部署による支払い手続きを通じた事実確認の中で判明した事案であり、本学における「教育研究資金不正防止計画」のモニタリングが機能したとも考えられるが、より効果を上げるために手順の見直しに加え、今後は、以下の再発防止策を講じることとしたい。

1) タクシー利用手続きの変更

教員等のタクシー利用については、これまで理由書や領収書などの一連の書類により、事後精算として利用者本人からの請求に基づき支払いを行ってきたが、今後は、緊急時を除き、事前に担当部署にタクシー利用の申請手続きを行い、承認を得た上で使用を認める。

2) タクシー利用後の速やかな経理処理について

教員等がタクシーを利用した場合は、誤請求を防ぐ意味からも、立替払い請求を速やかに実施すること、仮に誤った領収書に基づき立替払い請求を行った事実が判明した場合、速やかに正しい領収書が提出されない場合には全額返還となることについて周知徹底を図る。

3) 経理処理時の確認の徹底

経理処理を行う事務担当部署において、立替払い請求書類に教職員が作成したタクシー利用に係る「理由書」の添付のみではなく、領収書と請求乗車区間の整合性など要点を絞り、請求の正当性を確認することを徹底する。

4) 監査による牽制体制の充実と連携強化

現在、学内の各部署において、既にそれぞれの立場から多様な観点でモニタリングを実施している。立替払い請求についても、各部署との連携を更に密にして、リスクにつながる事案の情報共有や、リスクを回避するための不正防止対策の見直しなど、モニタリング全体の機能強化を図る。

5) 研究費の適正使用に関する研修会等の充実・強化

研究活動に関する全学研修会は、平成26年度から全教職員（学振特別研究員含む）に年1回の受講を義務付け開催してきたが、今後は、今回の事案についても学内に周知し、不正事案を再発させることがないよう徹底を図る。また、不正使用等を行った場合に大学及び資金配分機関が行う処分、研究費返還等についても周知の再徹底を図る。また、事務職員に対しては、学内外で実施する研修等への積極的な参加を促し、知識の習得に努め、研究者からの使用ルールや事務手続きに関する相談窓口としての機能強化を図るとともに、研究者との円滑なコミュニケーションに努めることを徹底する。

以 上